

91. 個人情報管理規程

第1条(目的)

本規程は、会社の事業遂行に関連して取り扱う個人情報を、適切に管理するために、個人情報保護に関わる基本事項を定めたものである。

第2条(定義)

本規程において「個人情報」とは、会社の事業遂行に関連して収集された個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述または、個人別に付された番号、記号その他の符号、画像もしくは音声に当該個人を識別できるものをいう。「個人情報データベース」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報について体系的に構成したもので、検索可能なもの及び情報媒体に記録されたものをいう。「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

第3条(適用範囲)

本規程は、役員および社員(年俸型社員、時間給型社員、契約社員を含む)に対して適用する。また、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の目的とするところにしたがって、個人情報の適切な保護をはかるものとする。

第4条(収集の原則)

1. 個人情報の収集は、次の原則に従って行なうものとする。
 - (1) 会社の運営上必要な範囲において、あらかじめ、利用目的を特定すること。
 - (2) 収集は適法かつ公正な手段によっておこない、収集に際は本人に利用目的を明示すること。
 - (3) 第三者から個人情報の収集に際しては、その手段が適法かつ公正であることを確認し、当該個人の保護に値する正当な利益を侵害しないものであること。

第5条(利用、提供)

1. 個人情報を取得したときは、あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、また公表しなければならない。
2. 個人情報の利用・提供は、次の原則に従って行なうものとする。
 - (1) 個人情報の利用は、あらかじめ明示した目的の範囲に限る。
 - (2) 利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行なうとともに、その変更目的と内容を本人に通知し、または公表する。
 - (3) 法令に基づく場合を除き、本人の同意を得ないで個人情報を、第三者に提供してはならない。
 - (4) 共同利用の場合、共同利用者の範囲、利用する情報の種類、目的、管理の責任者の名称などについて、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状況におく。

第6条(個人情報の正確性の確保)

個人情報は、利用目的に応じた必要な範囲において、正確かつ最新の状態で保管、管理するものとする。

第7条(個人情報利用の安全性の確保)

1. 個人情報に関するリスク(個人情報への不当なアクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩等)に対して、本規程に定める事項のほか、法令、その他の管理手順書に従い、合法的な安全対策を講ずるものとする。
2. 不要になった個人情報及び所定の保存期間が終了した個人情報は、適正な方法により破棄、または消去するものとする。

第8条(個人情報の秘密保持に関する社員の責務)

個人情報の収集・利用・提供・または委託処理等、個人情報を取り扱う業務に従事する者は、この規程に定める事項のほか、法令、その他の管理手順書もしくは個人情報保護管理者の指示した事項に従い、個人情報の秘密保持に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

第9条(個人情報の委託処理に関する措置)

個人情報を取り扱う業務を外部に委託するときは、委託業務目的以外の使用および複製の禁止、秘密保持、作業状況の確認等について委託契約書に定める等、委託を受けたものに対する必要かつ適切な監督を行なうものとする。

第10条(事項の公表)

1. 会社は、保有個人データに関する次の事項について、本人の求めに応じて遅延なく回答するものとする。
 - (1) 保有個人データの利用目的
 - (2) 第 11 条乃至第 13 条に定める事項の手続き
 - (3) 保有個人データの取扱についての苦情の申し出先

第11条(開示)

1. 本人からの自己の情報について開示の請求があったときは、本人であることを確認した上で別に定める手順で行なうものとする。
2. 前項に関わらず、次の場合には開示請求には応じない。
 - (1) 法令に定めるとおり、本人に知らせることが不相当と認められたとき。
 - (2) 本人からの照会に合理的理由の明示がなく、それらに応えると業務に著しく支障が生じるおそれがあるとき。
3. 前項に基づき、開示請求に応じない場合には、原則として本人にその理由を説明するものとする。

第12条(訂正・削除)

個人情報の記載の誤りについて、本人から訂正・削除の請求を受けたときは、訂正・削除すべき事項を確認の上、遅延なくその請求に応じるものとする。

第13条(個人情報の利用または提供の拒否権等)

会社が保有している個人情報については、本人から利用・または第 3 者への提供を、正当な理由で拒まれたときは、これに応じるものとする。ただし、法令に基づき本人の同意を得ずに、第 3 者へ提供したことを理由にするときは、この限りではない。

第14条(個人情報管理責任者)

1. この規程の厳正な運用を行なうために、各部門長を各部門の個人情報管理責任者とする。
2. 個人情報管理責任者は、この規程に定めるところに基づき、個人情報保護に関する内部規定の整備、安全対策の実施、教育訓練等を実施するための計画を策定し、周知徹底の措置を実践する責任を負うものとする。

第15条(報告義務)

役員および社員は、法令およびこの規程を遵守するとともに、自己および法令違反となる行為を発見したときには、速やかに個人情報管理責任者へ報告しなければならない。

第16条(懲戒)

法令およびこの規程に故意または重大な過失により違反した役員または社員は、就業規則の定めるところにより懲戒に処すものとする。

(付 則)

本規程は、2017 年 3 月 1 日より施行する。